

水道料金改定のお知らせ

水道事業経営の健全化と水道水の安定供給を確保するために、4月1日から水道料金の改定をします。

1カ月10立方メートルまでの水量料金と水道メーター口径13mmの基本料金を据え置き

節水型社会に対応して、大口使用者の負担をより増大

標準的世帯の水道料金（例）

- ・口径13mmで使用水量20立方メートル/月の場合 1850円⇒2000円（8.1%増）
 - ・口径20mmで使用水量30立方メートル/月の場合 3190円⇒3650円（14.4%増）
- ※消費税等相当額は含まれていません。



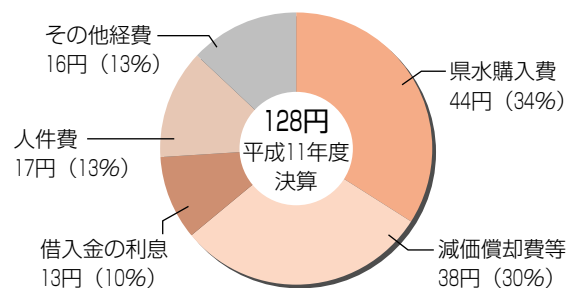
現行の水道料金は、平成2年4月に料金改定を実施して以来、消費税転嫁を除いて11年間維持してきました。しかし、県営水道水の値上げや第5次拡張事業及び施設改良などにより、給水原価（<水道1㎡当たりの経費>参照）が上昇（平成2年度116円→平成11年度128円）したことで、平成11年度は赤字決算となりました。さらに、平成12年度以降も給水原価の上昇により、欠損金が見込まれ、水道事業の円滑な運営に支障をきたすこととなります（<水道事業の経営状況>参照）。このため、平成12年12月の定例市議会の議決を経て、平成13年4月使用分の水道料金から新料金を適用させていただくことになりました。

平成13年4月から平成16年3月までの3年間の料金算定期間に、水道料金を平均15.87%引き上げるもので、市民生活への影響を配慮し、1カ月10立方メートルまでの水量料金と市内の給水栓の約70%を占める水道メーター口径13mmの基本料金を据え置きとしました。

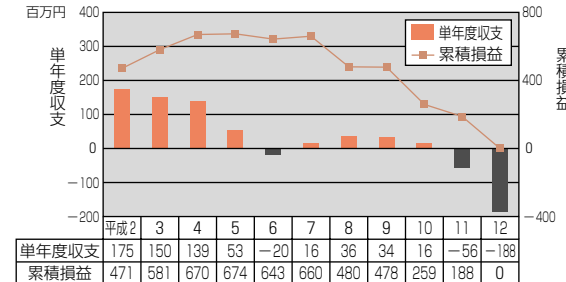
また、新たに1カ月101立方メートル以上（平成13年4月1日から1立方メートル当たり190円、平成14年4月1日から1立方メートル当たり210円の2段階の改定）の水量区分を設け、大口使用者の負担増を図り、節水型社会に対応した料金体系としました。

今後も事業の効率化を進め、経費削減に努め、水道水の安定供給とサービスの向上を図ってまいりますので、水道事業にご理解とご協力をお願いします。

<水道1㎡当たりの経費>



<水道事業の経営状況> (平成2年度～12年度)



※平成12年度については見込み数値

水道料金計算方法

水量料金の計算は、2カ月分使用量を2等分し、「水量料金表」（右表参照）の水量区分により算出した額の合計となります。

水道料金は、基本料金と水量料金の合計額に100分の5（消費税等相当額）を乗じた金額をいい、1円未満の端数は切り捨てます。

さて、炊事、洗濯、ふるなど日常生活に使われる水道使用量（水道メーター口径13mm）は、一般的な家庭の2カ月分で平均40立方メートルとなっています。

上記の場合、改定後の新料金は4200円となり、現行料金（3885円）より2カ月分で315円（改定率8.11%）、1日約5円の値上げとなります。

その他の2カ月使用水量と料金は、右表のとおりとなります。

<料金の計算例>

メーター口径13mmで4・5月分の2カ月の水道使用量41立方メートルの場合

（4月分=21㎡、5月分=20㎡とします）

4月分=21㎡ 5月分=20㎡
 <1～10㎡> 10㎡×50円=500円 10㎡×50円=500円
 <11～20㎡> 10㎡×90円=900円 10㎡×90円=900円
 <21～30㎡> 1㎡×125円=125円

<水量料金小計> 21㎡分 1525円① 20㎡分 1400円③
 <基本料金> 600円② 600円④
 [計] ①+②+③+④=4125円
 [消費税等相当額] 4125円×5%=206円
 <請求金額> 4125円+206円=4331円

新料金への切り替え

料金改定の適用開始は平成13年4月1日で、今年4月分の基本料金及び水量料金から適用します。※水道料金の請求（検針）は、原則としてJR東海道本線以北と以南の2地区に分けて、2カ月に1回となっています。

旧（現行）料金から新（改定）料金への切り替えは、水道メーターの検針月により、下表のような取り扱いになります。

なお、下水道使用料は現行のまま変更はありません。

<料金区分の切り替え>

検針月	4月	5月	6月
水道使用月（おおむね）	2・3月	3月	4月
料金区分	旧料金	旧料金・新料金	新料金

水道料金表



<基本料金（1カ月につき）>

メーター口径	料金 (円)
13mm	600→600
20	940→1000
25	2460→2500
40	7560→7600
50	11200→12200
75	2万4500→2万7000
100	4万2500→5万0000
集合住宅など（使用戸数1戸当たり）	600→600

※集合住宅などは、1個の給水装置により、2戸以上の居住用の住宅などに給水するもので、受水槽を備えて使用するもの。

<水量料金（1カ月につき）1㎡当たり>

用途	水量区分	料金 (円)
一般用	1～10㎡	50→50
	11～20	75→90
	21～30	100→125
	31～50	130→165
	51～100	155→190
臨時用	101㎡以上	155→※210
	1㎡以上	220→280
集合住宅など	総使用水量を使用戸数で割り、一般用の算定方法で各戸に計算してそれを合算します。	

※印は、平成13年4月1日から平成14年3月31日までは190円と読み替えます。「水道料金表」の金額は、消費税等相当額を含みません。

2カ月使用水量と料金

使用水量 (㎡)	料金 (円)	増加額 (円)	改定率 (%)
口径13mm	20	2310→2310	0
	40	3885→4200	315
	60	5985→6825	840
	80	8715→1万0290	1575
口径20mm	40	4599→5040	441
	60	6699→7665	966
	80	9429→1万1130	1701
	100	1万2159→1万4595	2436
口径25mm	120	1万8606→2万1735	3129
	160	2万5116→2万9715	4599
	200	3万1626→3万7695	6069
	240	3万8136→4万5675	7539
口径40mm	400	7万4886→8万8305	1万3419
	600	10万7436→12万8205	2万0769
	800	13万9986→16万8105	2万8119
	1000	17万2536→20万8005	3万5469
口径50mm	1200	21万2730→25万7565	4万4835
	1600	27万7830→33万7365	5万9535
	2000	34万2930→41万7165	7万4235
	2400	40万8030→49万6965	8万8935
口径75mm	1000	20万8110→24万8745	4万0635
	2000	37万0860→44万8245	7万7385
	3000	53万3610→64万7745	11万4135
	4000	69万6360→84万7245	15万0885

※上記金額は、消費税等相当額を含みます。また、上表の改定料金は、平成14年3月までの水道料金が掲載してあります。

問い合わせ▷水道業務課